

(各 論)

Ⅳ 政策の基本方向

〔1〕 完全雇用の達成と物価の安定

1 安全雇用の達成

(1) 施策の基本方向

厳しい雇用情勢が続いている現在、適切かつ機動的な経済運営により適度の経済成長を維持し、雇用の安定を確保することは、経済政策の緊急の課題である。

また、かかる機動的な経済運営とともに、経済社会の構造変化に対応し中長期的視点に立った政策を積極的に推進することにより、労働市場における需給の不適合を解消し、労働力需給が、量、質ともにバランスのとれた完全雇用を実現していかなければならない。かかる認識の下に、労働政策の基本方向は以下のとおりである。

- ① 産業構造等の急速な変化に対応し、失業の発生に対する予防的かつ機動的対応を充実する。
- ② 新たな雇用機会を積極的に開発するとともに、適正な労働条件の確保に努めつつ就業ニーズの変化に応じた多様な就業形態の開発、定着を図る。
- ③ 技術革新の進展等による労働者の知識、技能に対するニーズの変化に適合した職業能力の開発を図るとともに、労働市場の需給調整機能の強化を進める。
- ④ 労働生産性向上の成果を労働時間の短縮等労働者福祉の向上にむすびつけ、ゆとりのある職業生活を形成する。

以上の基本方向に沿いつつ、特に本格的な高齢化に対応し、高年齢者の就業機会の確保に重点的に取り組んでいく。

なお、これらの労働政策を推進していくに当たっては、労使関係の安定と関係者相互の合意形成に努めていくこととする。

(2) 具体的施策

- 1) 産業構造の転換と雇用機会の地域的不均衡への対応

[1] 国際経済環境の変化やサービス化・情報化による産業構造の転換に伴って、特定の業種や地域において、雇用調整が顕在化するおそれがある。このため、産業政策との有機的な連携を強化するとともに、失業の予防、円滑な再就職を促進するため、雇用調整助成金制度の機動的活用、職業訓練の充実、特定不況業種・特定不況地域の雇用対策の推進等を通じて、業種、地域の実情に応じた施策の充実に努める。

[2] 労働市場の地域的な需給の不均衡を解消していくため、地域の特性を活かした多面的な産業の振興を進めつつ、地域における計画的な雇用開発を進めるとともに、広域的な通勤圏単位での需給調整、新規中高卒者の地域間需給の調整等広域的な調整を図る。

2) サービス経済化等への対応

[1] 産業構造のサービス化、知識集約化の方向に対応し着実な雇用機会の拡大を図っていくため、雇用増加が見込まれる分野を中心として産業や職業についての将来見通しを踏まえつつ、職業情報の整備・活用、雇用増加分野での適正な労働条件の確保、発展業種を指向した教育訓練体制の整備、労働力需給システムのあり方等の検討などにより、多様な雇用・就業形態の開発と定着を目指す。

[2] さらに、我が国経済における中小企業の役割の大きさにかんがみ、中小企業主等の行う教育訓練に対する援助の充実、雇用管理、労働条件の向上面での援助・指導等を通じて、中小企業において良質な雇用機会を拡大していく。

3) 技術革新の進展への対応

今後マイクロエレクトロニクス等技術革新の急速な進展は、雇用の量質両面にわたり多様な影響を及ぼすことが予想されるが、深刻な雇用問題等につながることはないよう、政労使の十分な意思疎通の下に技術革新の進展に対し早期対応が円滑に行われる必要がある。このため、情報収集・調査研究を充実しその成果を早期に労使に提供するとともに、必ずしも個別企業の枠内にとどまることなく、広く情報交換を促進する。また、技術革新による職務内容の変化、職種転換の必要性等に対応して、中高年齢者と中小企業労働者の職業能力の開発・向上に努めつつ企業内外の職業訓練体制を整備する。さらに、産業用ロボット等新たな技術の導入に伴う労働災害防止対策を積極的に推進するとともに、これらの技術の導

入を通じて安全面の向上を含め労働条件や職場環境の改善を進める。同時に、新たな職種・技能に対応した職業紹介体制を整備する。

4) 本格的な高年齢者就業の推進

本格的な人口の高齢化を迎えて、高年齢者の就業機会の確保という政策課題に向け、集中的に取り組んでいかなければならない。このため、企業に対する定年延長指導の計画的推進等により、昭和60年度には60歳定年が一般化するように一層努めるとともに、60歳台前半層への重点的対応を図る。

60歳台前半層については、適正な人事管理と賃金体系を確立することを通じて、同一企業あるいは同一企業グループ内での60歳以降への雇用延長の促進を図る。また、雇用職業情報の積極的提供、職業相談等により、高年齢者の転職・再就職の円滑化を図るとともに、生活ニーズの多様化やサービス経済化に対応した高年齢者のための職域の拡大を進める。同時に60歳以降の多様な就業・引退志向に対応するため、シルバー人材センターの育成、短時間就業の機会の確保を図る。

さらに、高年齢者の職業能力の維持・活用を図るため、ライフステージに応じた生涯職業訓練、健康づくり体制、高年齢者の生理的、心理的特性に配慮した作業環境の改善等を促進する。

なお、高年齢者の所得保障については、高年齢者の加齢に応じた段階的引退を円滑なものとするため、就業のあり方、退職金のあり方、公的年金のあり方、貯蓄のあり方等について、トータルな生活設計の視点から総合的な政策の検討を進める。

5) 女性の就業志向の高まり等への対応

女性の就業志向の高まりと就業ニーズの多様化の中で、婦人差別撤廃条約批准のための条件整備を図り、雇用における男女の機会の均等と待遇の平等を確保するための法的整備を推進するとともに、女性の雇用管理の改善についての啓発指導を充実することにより、女性の能力の積極的活用を進める。また、女性のライフサイクルを踏まえ、多様な就業ニーズに応じた職業情報の提供・職業紹介・就業相談を実施しつつ、能力開発機会の確保、労働条件の整備、再雇用の普及等を図る。同時に、育児休業制度の普及と併せ育児休業に関する法的整備を推進す

る。

6) 経済社会ニーズに即した職業能力の開発・向上等

[1] 長期化していく職業生活の中で、技術革新、産業構造の変化等に労働者が適応し、必要な段階で適切な能力開発の機会を確保できるよう認定職業訓練に対する助成・援助、生涯職業訓練促進給付金の積極的活用等により事業主の行う教育訓練の振興を図る。さらに、有給教育訓練休暇制度等の奨励及び各種教育・訓練機関の活用により、労働者の自己啓発のための教育訓練機会を確保する。

[2] 公共職業訓練については、他の教育・訓練機関との連携を図りつつ、経済社会情勢の変化に即応した効果的・効率的な訓練を促進する。このため、社会のニーズに適応しつつ新たに職業生活に入る者に対する養成訓練、在職労働者等に対する向上訓練、中高年離転職者に対する能力再開発訓練等の充実を図る。

[3] 職業能力向上の各段階で、労働者の有する技能や能力が適正に評価されるよう、技能検定制度を充実するとともに、技能尊重気運を醸成する。

[4] 心身障害者については、各種助成措置の活用による雇用の促進、地域における雇用の場の確保、職業能力の開発等を、特に重度障害者に重点をおいて実施する。

7) 労働者福祉の向上

[1] 労働時間の短縮は、労働者生活の充実、国際協調の確保、国民経済全体としての雇用機会の増大といった社会的要請に合致したものであり、技術革新、高齢化の進展等経済社会の変化に対応しつつ、今後も積極的に推進していく必要がある。このため、週休二日制の一層の普及、夏季一斉休暇制度の普及等を通じた年次有給休暇の計画的消化の促進、恒常的な長時間労働の改善等を労使の自主的努力を基本に推進する。政府としては労働時間の短縮についての国民一般の理解をより深めつつ、各産業・企業の実情を踏まえて、労使の自主的努力を援助・促進し、さらには適切な経済運営を通じ労働時間の短縮を容易なものとする経済環境を整備していくことにより、労働時間の実態が、先進工業国としての我が国によりふさわしいものとなるよう努めることとする。

金融機関の週休二日制については、一般産業における実施状況にも配慮し、国民の理解を得つつ完全週休二日制への段階的移行を推進し、官公庁についても民

間における普及状況を踏まえて週休二日制の一層の推進に努める。また、サービス経済化の進展等経済社会の変化に対応した現行労働時間法制のあり方の検討を進める。

[2] 本格的な高齢社会への移行や技術革新の進展など職場環境の急速な変化が予想されることから、労働者の安全衛生対策を従来にも増して推進する。このため、特に新たな技術導入に対応した対策等労働災害の防止や職業性疾病の予防に努めるとともに、中高年齢労働者等の心身両面からの総合的な健康づくり対策等の推進を図る。

[3] 労働者の自助努力に基づく計画的な資産形成を促進し、その生活の安定を図るため、勤労者財産形成促進制度の活用を図る。特に勤労者財産形成貯蓄を原資とする勤労者財産形成持家融資制度の普及活用を図り、労働者の住宅建設の促進に努める。また、労働者の老後所得の安定を図るため、勤労者財産形成年金貯蓄制度の普及に努める。

[4] 老後の所得保障の一つである退職手当制度については、中小企業退職金共済制度の活用、退職年金制度の導入の促進を図るとともに退職手当の保全措置の検討を進める。

8) 労働分野における国際協力の推進

労働分野での国際協力と交流を推進することにより、世界経済の安定的発展の中で、雇用の安定と労働者福祉の向上が図られるような国際的環境づくりに努めることが必要である。このため、発展途上国に対しては、海外からの研修生の受け入れ、海外における職業訓練に対する援助協力等職業訓練面での国際技術協力を広く推進するとともに、雇用開発、労働安全衛生分野等においても技術協力を推進していく。また、先進工業諸国との間では、技術革新の労働に及ぼす影響等各国が共通して直面しつつある労働問題に関し、共同研究等を通じた国際協力を促進する。さらに、労使関係者の交流の拡大を通じ、相互理解を促進する。

2 物価の安定

(1) 施策の基本方向

物価の安定は、国民生活安定の基本要件であり、均衡のとれた経済発展の基礎である。このため、経済の中程度の成長への移行や高齢化の進展など経済社会の変化

が多面的に進む中で、諸般の物価政策を講ずることにより、物価の安定に努める。

近年、物価は安定傾向を続けているが、今後の物価をとりまく環境をみると、海外一次産品価格や為替レートの動向、公債の大量発行やサービス経済化の一層の進展の行方など不透明な要因が多く、不断の注意が必要である。

こうしたことから、物価の安定傾向を維持し国民生活の安定と向上等を図っていくため、物価動向等を常に十分注視しつつ、適切かつ機動的な総需要管理政策を推進する一方、市場の競争条件の整備に努めるとともに、低生産性部門の生産性向上を促進しつつ経済全体の生産性の向上を図る。

また、公共料金について厳正に取り扱うとともに、国民生活と密接な関連を有する個別物資の安定的供給の確保等のきめの細かい物価政策を推進する。

なお、為替レートの変動が物価に与える影響も大きいいため、その安定に努める。

(2) 具体的施策

1) 総需要管理政策の適切な運営

物価の安定のためには、市場における需給の均衡を図るとともに、通貨供給量の適切な管理に努めることが重要であり、このため、今後とも内外の需給動向、物価動向等を十分注視しつつ、財政金融両面にわたる適切かつ機動的な総需要管理政策を推進する。この際、世界経済の相互依存関係が一層強まっていることから、世界各国の経済政策との協調等にも十分配慮する。

また、公債についてみると、今後とも当分の間相当程度の発行が続くものと予想され、公債の大量発行が、通貨供給量の過大な増加を通じ物価の上昇を引き起こすおそれもあるため、物価安定の観点からも、財政の改革を進めるとともに、公債の適切な管理を行う。

2) 競争の促進

公正かつ自由な競争の維持・促進は、それ自体が物価の安定に資するとともに、経済の活力を維持し、資源の適正な配分を通じて効率性を高め、生産性の向上を促す。今後は、経済社会の変化が多面的に進む中で、民間活力の発揮による経済全体の効率化等がより一層求められており、市場における競争の維持・促進が従来にも増して重要な課題となる。

すなわち、独占禁止法の適正な運用を基本とする競争政策を今後とも積極的に

推進し、競争制限的行為の排除、寡占産業における価格動向等についての調査・監視等に努める。サービス経済化の進展等が見込まれる中で、流通業、サービス業等非製造業部門についても、積極的に競争条件の整備に努める。

また、公的な各種規制制度や独占禁止法適用除外カルテルについては、社会的、経済的諸情勢の変化などに応じて、競争政策の見地からも見直しを進める。

なお、今後増大が予想される産業調整や企業間の利害調整に当たっては、極力競争が阻害されることのないよう留意する。

さらに、市場の国際化の進展は、供給に厚みを増し、競争を促進するという面からみて物価の安定に寄与する。このため、国内経済への影響をも勘案しつつ、より一層の市場開放に努める。

3) 生産性の向上

経済全体の生産性の向上は、中長期的な物価の安定と国民生活の向上の基本的要件である。したがって、適度な成長を維持するとともに、経済全体の効率化、生産基盤の整備を進め、生産性の向上を図る。

さらに、物価の安定という見地からみると、概して生産性の上昇が相対的に小さい農業や流通業、対個人サービス業等での生産性の向上が重要である。このため、農業においては構造政策の推進による体質の強化、流通業、対個人サービス業等においては近代化・高度化の促進などの諸施策を適切に実施することにより生産性の向上を促進する。

4) 個別物資の安定的供給

物価の安定には、需要に応じた供給の安定的確保が不可欠である。特に、食料品などの生活必需物資については、国民の日常生活の安定に直接つながるものであることから、生産、流通の合理化等を図りつつ、その供給と価格の安定に努める。

また、石油や小麦など海外依存度の高い物資については、輸入の安定的確保に努めるとともに、備蓄等に努める。

以上の施策を講ずるに当たっては、経済性等にも十分配慮してこれを行う。

5) 公共料金の厳正な取扱い

公共料金については、受益者負担を基本とし、徹底した能率的経営を前提とす

る適正なコストに見合った料金であることを原則とする。

料金の改定に当たっては、この原則に基づき、物価や国民生活に及ぼす影響を十分考慮して、厳正に対処する。また、改定内容について国民の理解が得られるよう努める。

公共料金に関連する企業体については合理化を一層促進し、赤字企業体についても徹底した経営合理化を進めることを基本としつつ、その再建に努める。

6) 需給動向の調査・監視等

便乗的な値上げを抑制するとともに、機動的な物価安定政策を講じるため、市場における需給・価格動向の調査・監視に努める。また、消費者に対する情報の提供と啓発を通じて消費者の合理的な行動を促す。

7) 物価高騰への対応

物価高騰に対しては、市場メカニズムの活用を基本とする諸施策により物価の安定を図っていくことが重要であるが、緊急の事態においては、必要に応じ「国民生活安定緊急措置法」等の運用によって機動的に対処する。

〔2〕 行政の改革と財政の改革，金融の対応

1 行政改革の推進

(1) 基本的考え方

行政改革の基本目標は、新たな経済社会情勢の進展に即応して、これまでの行政の守備範囲の見直しを行うことによって民間の活力を引き出し、国、地方を通じ公的部門と民間部門との新しい関係を創り出し、21世紀へ向け経済社会の成熟化への対応を進め、国際社会により一層貢献しうる我が国を構築することにある。その際の基本的原則は民間と政府の協調であり、民間の主体的な活動の尊重である。

(2) 行政の果たすべき役割の見直し

このため、臨時行政調査会の行政改革に関する答申を最大限に尊重しつつ、民間活動への関与、個別的助成や介入、官民の役割分担、受益と負担の適正なあり方等行政の制度、施策の全般について、経済社会情勢の変化に即応して幅広く見直すとともに、機構、定員、事務・事業等の全般にわたり、国、地方を通ずる行政の簡素化、効率化を着実に推進する。